

賛助会員入会案内

【賛助会員の承認申請について】

ASN では 9 士業の方のみ正会員とすることを原則としておりますが、関連業務に携わる方 (FP 技能士・中小企業診断士) へも、ASN 理事会の承認を条件として、賛助会員への門戸を開いております。つきましては、下記をご覧ください、賛助会員承認申請を行って下さい。

【承認申請手続き】

① 「賛助会員承認申請書」を印刷し、必要事項を記入して下さい

1. 『推薦者』欄には、ASN 正会員の方 2 名にそれぞれ自筆にて記入いただけてください。

② 「預金口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入して下さい

1. 『フリガナ』『預金者名』欄は、通帳に記載されている内容をそのまま記入して下さい。
2. 『ご住所』『申込者』は、通帳の名義人ではなく、入会者本人のものを記入して下さい。
3. 訂正がある場合は、必ず「金融機関届出印」を訂正印として押して下さい。

③ 「賛助会員承認申請書」と「預金口座振替依頼書」をご送付下さい

1. 控は返送いたしませんので、必要に応じて複写を取っておいて下さい。

〒460-0008

名古屋市中区栄 1-14-14

御園パレス 801 号

曾山辰実税理士事務所 内

アイチ士業ネットワーク事務担当者 御中

枠線で切り取って、宛名としてお使い下さい。(上記の送付先は毎年 7 月に変更になります)

【承認について】

- ・承認申請書は ASN 理事会によって、1ヶ月～2ヶ月以内に承認決議が行なわれます
- ・承認が可決された場合には、その旨をメールにてご連絡いたしますので、メールに記載された事項に従って、①入会申し込みメールフォームによる名簿登録事項の送信と、②初年度会費の振込を速やかに行ってください。
- ・承認が否決された場合には、その旨をメールにてご連絡いたします。この場合には、『賛助会員承認申請書』と『預金口座振替依頼書』は返却せずに、こちらで破棄させていただきますので、ご了承下さい。